

居住支援セミナー

住宅生活相談員養成研修！！ [すまいるパートナー]

2017年10月に「民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度」が施行されました。この制度は、①高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度②登録住宅の改修・入居への経済的支援③住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援を柱とし、国のみならず県自治体においても福祉・住宅部局間で、また市町村福祉・住宅課でも情報の共有・連携強化を図り、居住に困難を抱える人への必要な支援が届く様取り組んでいくものです。

NPO法人たすけあい三河ではこの制度に基づく「居住支援法人」の指定を受け「たすけあい居住支援センター」を立ち上げています。住まいにお困りの方のいろいろな困りごとの相談に対応させて頂いております。

民間賃貸住宅へ円滑な入居をアドバイスする住宅生活相談員養成講座です。相談員としての基礎知識とカウンセリング力をつけます。養成研修終了後、希望者については住宅生活相談員としての業務につくことも可能になります。

	カリキュラム	開講日
1日目	ガイダンス、日本の住まいの未来像 住まいの地域課題、セーフティネット 居住支援法人とは、住宅生活相談員の役割 住まいの基礎知識、賃貸住宅の基礎知識	3月14日 (木)
2日目	高齢者の知識（介護保険等）、 障害者の知識（障害者総合支援法等）、 生活困窮者の知識（生活困窮者自立支援法、生活保護法）、ワークショップ	3月28日 (木)
3日目	成年後見の知識 暮らしのサポートの知識（身元保障、見守り、生活支援等） カウンセリングⅠ、ワークショップ	4月11日 (木)
4日目	再び生活相談員の役割 カウンセリングⅡ ワークショップ	4月25日 (木)

◎日 程 午前10時～午後5時（6時間）×4回

◎会 場 WACビル2F研修室

◎定 員 10名まで（要予約）

◎対 象 市民の方なら誰でも参加出来ます。

◎費 用 無料



《申込はお電話でお願いいたします》

たすけあい居住支援センター

NPO 法たすけあい三河

事務局 〒440-0823 豊橋市南瓦町14-1WACビル2F

TEL/0532-52-4315 FAX/0532-56-0702



日